⑶　当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

⑷　株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること（ただし、高速取引行為に係る業務に関連しない決議事項であった場合には、記載することを要しない。）。

⑸　役員及び使用人の状況

①　役員及び使用人の総数

当期末現在における役員（第９条第２号に規定する「役員」をいう。②において同じ。）及び使用人について記載すること。ただし、外国法人にあっては、国内における代表者については、③に記載すれば足りる。

②　役員の状況

当期末現在における役員について記載し、高速取引行為に係る業務を担当する役員を注記すること。

なお、法第66条の51第１項の登録申請書又は法第66条の54第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

③　国内における代表者又は国内における代理人の状況

外国法人である場合には国内における代表者又は国内における代理人について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人について記載し、「役職名」欄は国内における代表者又は国内における代理人である旨をそれぞれ記載すること。

なお、法第66条の51第１項の登録申請書又は法第66条の54第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

⑹　主たる営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、主たる営業所又は事務所及び国内における主たる営業所又は事務所。以下⑹において同じ。）について記載すること。なお、当期中において、主たる営業所又は事務所の名称又は所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

⑺　高速取引行為に係る業務を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における高速取引行為に係る業務を行う全ての営業所又は事務所について記載すること。なお、当期中において、高速取引行為に係る業務を行う営業所又は事務所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所若しくは事務所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

⑻　株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、小数点以下第３位以下を切り捨て、小数点以下第２位まで記載すること。